

辞めないで！
労組があなたを
守るから

若手もママスタッフも
ずっと働ける職場を守ろう



困ったときは、労働組合へご相談を

労働基準法で守られています (第68条: 30万円以下の罰金)

生理休暇の取得: 生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求した時は、使用者はその者を就業させてはなりません。

6~7月は母性保護月間

